

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための 関係法律の整備に関する法律(第3次一括法)の概要

広域行政対策特別委員会 資料4
平成26年(2014年)1月15日
総務部経営企画・協働推進室

1. 義務付け・枠付けの見直しの経緯

◇地方公共団体に対する義務付け・枠付け等については、地方分権改革推進委員会の勧告を受けて、対象となる約4千条項について順次見直しを実施されており、第3次見直しに係る事項(衆議院解散に伴い、旧第3次一括法案は廃案)および地方からの提案を受けた第4次見直しに係る事項について、関係法律が整備され、平成25年6月に第3次一括法として成立。

- ・第1次見直し－第1次一括法(平成23年4月成立)
- ・第2次見直し－第2次一括法(平成23年8月成立)
- ・第3次見直し－旧第3次一括法案(衆議院解散に伴い廃案)
- ・第4次見直し－「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月閣議決定)

第3次一括法が成立
(平成25年6月7日)
74法律を一括改正

2. 主な改正内容

(1) 職員等の資格・定数等

- 法律の委員定数等の規定削除等に伴い、県の条例で定数等を規定
 - ・滋賀県固定資産評価審議会委員(H25.9議会で条例改正済)
 - ・滋賀県社会福祉審議会委員(同上)
 - ・滋賀県社会教育委員(H25.11議会で条例改正済) 等

(2) 法令上の基準等の条例委任

- ・これまで国で定められていた「指定居宅介護支援事業の運営に関する基準」等が条例委任

(3) 通知・届出・報告、公示・公告等

- ・宅地造成工事規制区域指定に係る大臣への報告義務の廃止
- ・地域森林計画の整備および保全の目標等を定め、または変更する際の大臣同意の廃止(届出へ) 等

(4) 都道府県から基礎自治体への権限移譲

- ・高度管理医療機器(コンタクトレンズ等)販売業等の許可等の権限が保健所設置市(大津市)に移譲

3. 施行期日

- ①直ちに施行できるもの → 公布の日(平成25年6月14日)
- ②政省令等の整備が必要なもの → 公布の日から起算して3月を経過した日(平成25年9月14日)
- ③地方公共団体の条例や体制整備が必要なもの → 平成26年4月1日(一部は、経過措置により平成27年4月1日)